

解説2

評価基準について

～評価で問題となる点、法令改正を中心に～

★基本的・共通的な最小限の事項として

6の「基準」「領域」、23の「基準項目」、56の「評価の視点」、
基準項目ごとのエビデンスの例示

★独自の基準設定と特記事項

六つの「基準」のほかに、個性・特色として重視している領域
の自己点検・評価と特筆したい特色ある教育研究活動や事
業等の記述

「領域」: 各基準における評価の範囲

「趣旨」: 各基準が意図している目的

「基準項目」: 各基準における評価項目

「評価の視点」: 各基準項目において、自己点検・評価を行う際に踏まえる内容

「エビデンスの例示」: ・自己点検・評価を行う際に想定される根拠資料
・エビデンス集(データ編)の利用も可能

基準1. 使命・目的等

領域

使命・目的、教育目的

趣旨

使命・目的の社会への明示及び計画的な実現
三つのポリシーへの反映
教育研究組織の構築

基準1. 使命・目的等

基準項目

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-1.使命・目的及び教育目的の設定

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①意味・内容の具体性と明確性	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。
②簡潔な文章化	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。
③個性・特色の明示	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。
④変化への対応	<input type="checkbox"/> 社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。	

エビデンスの例示

- ・使命・目的、教育目的などを示す資料 学則、大学案内など
- ・個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料(関係部分)
- ・使命・目的、教育目的の改定があれば、その改定の理由と経緯を示す資料

各種会議体の議事録や配布資料など

1-1.使命・目的及び教育目的の設定

主な判断例

- ・研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学院設置基準第1条の2
- ・学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第2条

1-2.使命・目的及び教育目的の反映

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①役員、教職員の理解と支持	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。
②学内外への周知	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。
③中長期的な計画への反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。
④三つのポリシーへの反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。
⑤教育研究組織の構成との整合性	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか。 学部・学科等

エビデンスの例示

- ・使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料 各種会議体の議事録や配布資料など
- ・使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料
- ・中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料
- ・三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料
- ・教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料

組織規程、学内組織図など

領域

学生の受入れ、学生の支援、学修環境、
学生の意見等への対応

趣旨

アドミッション・ポリシーに基づいた学生の受入れ
組織的な学生支援
学修環境の整備
学生の意見・要望の把握と対応

基準2. 学生

基準項目

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 学修支援
- 2-3. キャリア支援
- 2-4. 学生サービス
- 2-5. 学修環境の整備
- 2-6. 学生の意見・要望への対応

2-1. 学生の受入れ

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。
③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	<input type="checkbox"/> 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
<input type="checkbox"/> 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。	

エビデンスの例示

- ・アドミッション・ポリシーを示す資料
- ・アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料
- ・収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料

2-1.学生の受入れ

主な判断例

- ・ アドミッション・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第165条の2
- ・ アドミッション・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第172条の2
- ・ 学科の収容定員超過について、1.3倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ・ 学科の収容定員充足率が0.7倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ・ 学年進行中の学科の在籍学生数について、入学定員の合計の1.3倍を大幅に超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

2-1.学生の受入れ

主な判断例

- ・学年進行中の学科の在籍学生数(通信制の学科を除く。)について、入学定員の合計の0.5倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ・大学院の学生の収容定員超過については、研究科ごとの状況を踏まえて判断し、著しく超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実	<input type="checkbox"/> 障がいのある学生への配慮を行っているか。 <input type="checkbox"/> オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 <input type="checkbox"/> 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。 <input type="checkbox"/> 中途退学、休学及び留年への対応策を行っているか。

エビデンスの例示

- ・学修支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料
- ・職員・TAなどによる学修の支援体制を示す資料
- ・退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策の検討状況などを示す資料

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	<input type="checkbox"/> インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

エビデンスの例示

- ・キャリア支援に関する教育課程上及びその他の教育としての取組み状況を示す資料
- ・就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
<p>①学生生活の安定のための支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 学生の課外活動への支援を適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。</p>

エビデンスの例示

- ・学生相談室、保健室などの利用状況を示す資料
- ・奨学金給付・貸与状況を示す資料
- ・学生の課外活動などへの支援状況を示す資料
- ・社会人、編入、転入学生などへの支援状況を示す資料

2-4.学生サービス

主な判断例

- ・学生相談室及び保健室などが設置されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第42条 ほか
- ・学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第42条 ほか

2-5.学修環境の整備

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理	<input type="checkbox"/> 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
②実習施設、図書館等の有効活用	<input type="checkbox"/> 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 <input type="checkbox"/> 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT施設を適切に整備しているか。
③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性	<input type="checkbox"/> 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

2-5.学修環境の整備

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
④授業を行う学生数の適切な管理	<input type="checkbox"/> 授業を行う学生数(クラスサイズなど)は教育効果を十分挙げられるような人数となっているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
<input type="checkbox"/> 施設・設備の安全性(耐震など)を確保しているか。	

エビデンスの例示

- ・施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画など及び管理体制を示す資料
- ・授業(講義、演習、実験など)のクラスサイズを示す資料

2-6. 学生の意見・要望への対応

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	<input type="checkbox"/> 学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。
②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	<input type="checkbox"/> 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。
③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	<input type="checkbox"/> 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

エビデンスの例示

- ・学生への学修支援についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料
- ・学生生活についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料
- ・施設・設備についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料

領域

卒業認定、教育課程、学修成果

趣旨

ディプロマ・ポリシーに基づいた卒業・修了の認定
カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の編成及び実施
教育の質向上のための学修成果の活用

基準3. 教育課程

基準項目

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-2. 教育課程及び教授方法
- 3-3. 学修成果の点検・評価

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。
③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	

エビデンスの例示

- ・ディプロマ・ポリシーを示す資料
- ・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを示す資料
- ・単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPA(Grade Point Average)などの活用状況を示す資料
- ・学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

主な判断例

- ・ディプロマ・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第165条の2
- ・ディプロマ・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第172条の2
- ・学部及び研究科において、成績評価基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第25条の2、大学院設置基準第14条の2
- ・学部及び研究科のシラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目について示されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第25条の2、大学院設置基準第14条の2
- ・シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。 など
→大学設置基準第25条の2、大学院設置基準第14条の2
- ・編入学・転学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定していない場合及び61単位以上に設定している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第28条、第29条、第30条

3-2.教育課程及び教授方法

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 <input type="checkbox"/> シラバスを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

3-2.教育課程及び教授方法

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
④教養教育の実施	<input type="checkbox"/> 教養教育を適切に実施しているか。
⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施	<input type="checkbox"/> アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。 <input type="checkbox"/> 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

エビデンスの例示

- ・カリキュラム・ポリシーを示す資料
- ・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料
- ・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料
- ・単位制の趣旨を保つための工夫(教室外学修の指示など)を示す資料
- ・履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料

履修要綱、シラバスなど

3-2.教育課程及び教授方法

主な判断例

- ・カリキュラム・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第165条の2
- ・カリキュラム・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第172条の2
- ・1年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第27条の2
- ・教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

3-3.学修成果の点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。
②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	<input type="checkbox"/> 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

エビデンスの例示

- ・学修成果を示す資料
- ・学修成果の点検・評価の尺度・指標や測定方法を示す資料
- ・学修成果の点検・評価の結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料

● 評価機構が求める学修成果

学修成果とは・・・

学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学修期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果のこと

何を教えるか



どのような能力が身に付くのか

何が求められているのか？

- ・修得すべき学修成果の明確化
- ・適切な測定方法による学修成果の把握



- ・学修成果を重視した評価の実施
- ・学修成果の達成を目指した教育内容・方法の充実及び改善

3-3.学修成果の点検・評価

主な判断例

- ・学修成果の点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ・学修成果の点検・評価の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

基準4. 教員・職員

領域

教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援

趣旨

学長の適切なリーダーシップ

効果的な教員・職員の配置

FDやSDを通じた教員・職員の職能開発

研究活動の支援体制

※職員とは、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学
執行部、技術職員等を含む

基準4. 教員・職員

基準項目

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-2. 教員の配置・職能開発等
- 4-3. 職員の研修
- 4-4. 研究支援

4-1. 教学マネジメントの機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	<input type="checkbox"/> 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。
②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築	<input type="checkbox"/> 使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。 <input type="checkbox"/> 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 <input type="checkbox"/> 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 <input type="checkbox"/> 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 <input type="checkbox"/> 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。 <input type="checkbox"/> 大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。

4-1. 教学マネジメントの機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性	<input type="checkbox"/> 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化にしているか。

エビデンスの例示

- ・ 大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則 学則、教授会規程、学長裁定など
- ・ 学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など）を示す資料
- ・ 教学マネジメントの編制方針と組織の現状を示す組織図・資料
- ・ 職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料

4-1. 教学マネジメントの機能性

主な判断例

- ・校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法第92条
- ・学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法第93条
- ・教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法第93条
- ・学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第26条の5

4-2.教員の配置・職能開発等

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置	<input type="checkbox"/> 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。 <input type="checkbox"/> 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施	<input type="checkbox"/> FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

エビデンスの例示

- ・設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料
- ・教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料
- ・FD(Faculty Development)実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料、その他教員研修計画及びその実施状況を示す資料
- ・教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料

4-2.教員の配置・職能開発等

主な判断例

- ・大学設置基準で定める必要専任教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第13条、別表第一
- ・大学設置基準において求められている教授数が不足している場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第13条、別表第一
- ・大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学院設置基準第9条、平成26年11月7日文部科学省告示第161号
- ・FD活動が組織的に行われていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第25条の3
- ・FDの実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
→大学設置基準第25条の3

4-3. 職員の研修

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	<input type="checkbox"/> <u>職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。</u> <div data-bbox="1286 365 1870 429" style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-top: 5px;"> SDの具体的な対象や内容、形態等については、各大学の判断 </div>

エビデンスの例示

- ・職員の資質・能力向上のための研修の計画、実施状況、人事評価・育成制度などを示す資料

4-3.職員の研修

主な判断例

- ・SD活動が行われていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

→大学設置基準第42条の3

4-4.研究支援

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①研究環境の整備と適切な運営・管理	<input type="checkbox"/> 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
②研究倫理の確立と厳正な運用	<input type="checkbox"/> 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
③研究活動への資源の配分	<input type="checkbox"/> 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
<input type="checkbox"/> 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。	

エビデンスの例示

- ・研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料
- ・研究倫理の確立を示す資料
- ・研究活動への資源の配分状況を示す資料

領域

経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計

趣旨

法人全体の中長期的な計画の策定及び執行

理事会の機能

管理運営の円滑化と相互チェック機能

計画に基づく財務基盤の確立

適切な会計処理

基準5. 経営・管理財務

基準項目

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-2. 理事会の機能
- 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック
- 5-4. 財務基盤と収支
- 5-5. 会計

5-1.経営の規律と誠実性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①経営の規律と誠実性の維持	<input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。
②使命・目的の実現への継続的努力	<input type="checkbox"/> 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。
③環境保全、人権、安全への配慮	<input type="checkbox"/> 環境や人権について配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

エビデンスの例示

- ・経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など
- ・環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料

5-1.経営の規律と誠実性

主な判断例

- ・学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報の9項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第172条の2
- ・教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→教育職員免許法施行規則第22条の6
- ・財務情報について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→私立学校法第47条

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	<input type="checkbox"/> 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 理事の選任及び事業計画の確実な執行など、理事会の運営は適切に行われているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
<input type="checkbox"/> 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。	

エビデンスの例示

- ・機動的意思決定のための仕組み(常務理事会、政策調整機関など)を示す組織図・資料
- ・理事会機能の補佐体制を示す資料
- ・理事会権限委任、理事の職務分担などを示す資料

5-2.理事会の機能

主な判断例

- ・理事会の議決を経ずに重要な規定の制定・改正・施行をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ・理事の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→私立学校法第35条、第38条、第39条、第40条
- ・理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→私立学校法第36条

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化	<input type="checkbox"/> 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性	<input type="checkbox"/> 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 監事の選任は適切に行われているか。 <input type="checkbox"/> 評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。 <input type="checkbox"/> 監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。 <input type="checkbox"/> 評議員の評議員会への出席状況は適切か。	

エビデンスの例示

寄附行為などの規則、各種会議体の議事録など

- ・管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料
- ・法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料
- ・監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料
- ・監事の職務執行の支援状況を示す資料
- ・評議員会への諮問状況を示す資料
- ・教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料

理事会、評議員会の議事録など

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

主な判断例

- ・監事の職務が適切に執行されていない場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
→私立学校法第37条
- ・監事、評議員の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→私立学校法第38条、第44条
- ・学校法人の評議員会が、理事の定数の2倍を超える数未満で構成されている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→私立学校法第41条
- ・予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散、収益を目的とする事業に関する重要事項、その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→私立学校法第42条
- ・決算及び事業の実績について評議員会に報告し、意見を求めている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→私立学校法第46条

5-4.財務基盤と収支

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立	<input type="checkbox"/> 中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。
②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	<input type="checkbox"/> 安定した財務基盤を確立しているか。 <input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。 <input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

エビデンスの例示

- ・事業計画、予算編成方針及び財務指標などを示す資料
- ・中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料
- ・事業活動収支計算書関係比率(法人全体及び大学単独)、貸借対照表関係比率(法人全体)、活動区分資金収支計算書関係比率(法人全体)、ただし、平成26(2014)年度以前については学校法人会計基準改正前の財務比率でも可 エビデンス集(データ編)5-2~5-7
- ・文部科学省に提出した計算書のコピー(過去5年間)又は計算書及び独立監査人の監査報告書(過去5年間)
- ・予算書、財産目録など(最新のもの)
- ・金融資産の運用状況(過去5年間) エビデンス集(データ編)5-8

5-4.財務基盤と収支

主な判断例

- ・財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断し、問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ・予算変更について、寄附行為の定めに基づいた手続きを経て決定・執行していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ・健全な財務状況でなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①会計処理の適正な実施	☐ 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
②会計監査の体制整備と厳正な実施	☐ 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
☐ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。	

エビデンスの例示

- ・監事の監査報告書、理事会議事録(評議員会を含む)
- ・資産運用に関する規則

5-5.会計

主な判断例

- ・不適切な会計処理があった場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準6. 内部質保証

領域

組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル

趣旨

恒常的な内部質保証体制の整備
自主的・自律的な自己点検・評価による内部質保証
内部質保証を機能させるための仕組み

基準6. 内部質保証

基準項目

- 6-1. 内部質保証の組織体制
- 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価
- 6-3. 内部質保証の機能性

● 評価機構が求める内部質保証

内部質保証とは・・・

自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること

大学の質とは・・・

「大学教育において最終的に保証されるべき質は、
学生の学びの内容と水準である。」

平成21年8月26日 中央教育審議会大学分科会
「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」
第1 公的な質保証システムの再検討について より



どのように自己点検・評価をするか？

・学びの内容と水準を定める



大学自らが求める一定の水準が
保たれているかについて、自己
点検・評価する。

6-1.内部質保証の組織体制

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①内部質保証のための組織の整備、 責任体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。<input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。<input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

エビデンスの例示

- ・内部質保証に関する全学的な方針を示す資料
- ・内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料

内部質保証システムを構築するための組織(部署、委員会等)の根拠規則、議事録など

6-1.内部質保証の組織体制

主な判断例

- ・内部質保証の組織や責任体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

6-2.内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。
②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

エビデンスの例示

- ・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料
- ・自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
- ・IR機能の構築及び活動状況を示す資料

IR機能を担う組織(部署、委員会等)の根拠規則、議事録など

6-2.内部質保証のための自己点検・評価

主な判断例

- ・大学の自主的な自己点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法第109条
- ・自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
→学校教育法施行規則第166条
- ・自己点検・評価報告書がホームページ上で公開されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
→学校教育法第109条

6-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="948 225 1858 386">□ 三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。<li data-bbox="948 391 1858 658">□ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

エビデンスの例示

- ・三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況を示す資料
- ・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の改善状況を示す資料

6-3.内部質保証の機能性

主な判断例

- ・自己点検・評価結果が大学の運営に反映されていない場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ・「基準1」から「基準5」において、公表する「改善を要する点」があり、内部質保証システムの機能性が十分であると言えない場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

● 評価機構が求める内部質保証

◆ 6-3. 内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。

例えば・・・

「ディプロマポリシーを基本とした学修成果の点検・評価」

- ・学修状況
- ・資格の取得状況
- ・就職状況の調査
- ・卒業生の満足度調査
- ・学生の意識調査
- ・就職先の企業アンケート など

- ・教育内容及び教育方法の改善
- ・学修指導の改善 など

● 評価機構が求める内部質保証

◆ 6-3. 内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか。

例えば・・・

学内

- ・自己点検・評価 など

学外

- ・認証評価
- ・設置計画履行状況等調査
- ・外部評価 など

- ・法令などの遵守
- ・教育研究組織の整備
- ・学内規定の整備
- ・中長期的な計画及び財務計画の見直し
- ・教育研究環境の整備 など

基準A. ○○○○

基準B. ○○○○

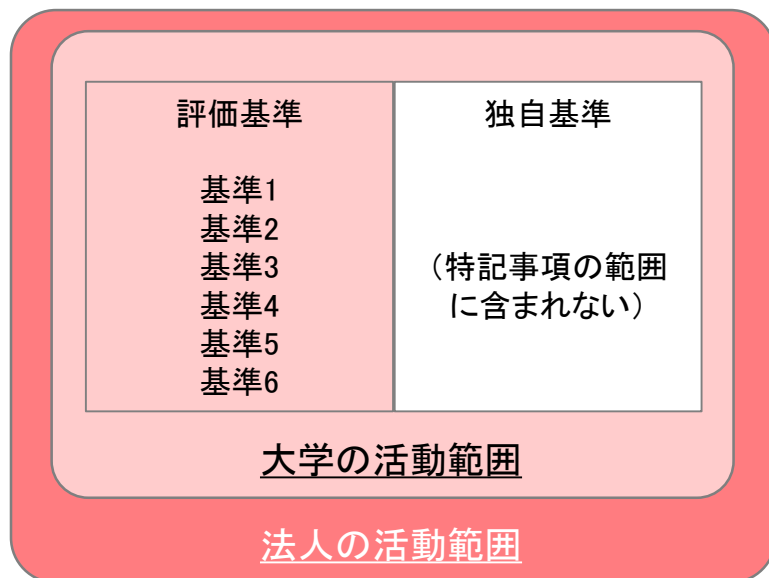
6基準以外に、個性・特色として重視している領域

基準例

- ・社会貢献／地域貢献
- ・社会連携／地域連携
- ・国際協力
- ・研究活動
- ・生涯学習 など

大学が「特筆したい特色ある教育研究活動や事業」等のうち、独自基準の内容と重複しないものを三つまで記述

特記事項の範囲(イメージ図)



評価機構の対応

